

ご 連 絡

2014(平成26)年8月8日

国土交通省 九州地方整備局 御中

石木ダム建設絶対反対同盟	連絡人	岩下 和雄
石木ダム対策弁護団	代表弁護士	馬奈木昭雄
石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会	代表	森田 正昭
石木川まもり隊	代表	松本美智恵
水問題を考える市民の会	代表	篠崎 正人
石木川の清流とホテルを守る市民の会	事務局長	田代 圭介

- 1 私たちは、昨年12月27日以降現在に至るまで、長崎県知事・佐世保市長に対して、長崎県・佐世保市を起業者とする石木ダム建設事業に関する公開質問状を送るとともに、長崎県・佐世保市の説明を聞いてまいりました。
- 2 しかし、これまでの複数回に及ぶ説明会を通じて、長崎県・佐世保市が事業認定庁に提出した事実・資料であり、且つ事業認定庁が土地収用法20条の事業の認定要件を満たすと判断した際の基礎とした事実・資料に、客観的事実とは異なる恣意的記載・虚偽記載が多数あることが判明しました。
上記の長崎県・佐世保市が事業認定庁に対して提出した事実・資料内に存在した客観的事実と異なる恣意的記載部分・虚偽記載部分は、石木ダム事業の必要性・公益性に直接結びつく事実であり、私たちは、これらの点について恣意的でなく、且つ虚偽のない客観的事実が記載されていたとすれば、石木ダムに対する事業認定はなされていなかったものと考えております。
- 3 そこで、この度、私たちが貴省を訪れた上、長崎県・佐世保市との間

の説明会を通じて私たちが新たに得た事実や資料等について、説明をさせて頂きたいと思います。

その報告会の日程については、下記日程でさせて頂きたいと思います。

また、下記説明会に先立って、本年8月22日頃を目途に、私たちがこれまでの説明会で得た事実や資料等をまとめた書面をお送りしますので、下記説明会では、事前にお送りした書面について補足説明をさせて頂きたいと思います。

記

本年8月27日（水）14時～

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

福岡第二合同庁舎

九州地方整備局

以上のとおり、上記日程で貴省にお伺いしたいと思います。

万一、上記日程が差支えの場合には、本年8月15日までに（消印有効）、下記事務所に日程調整のご連絡を下さるようお願い致します。

記

〒806-0021

福岡県北九州市八幡西区黒崎3丁目1番7号

アースコート黒崎駅前BLDG. 4階

黒崎合同法律事務所

弁護士 平山博久

TEL 093-642-2868

FAX 093-642-2856

以上